

岐阜県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第59条第1項の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務の円滑な実施を図ることを目的とする。

(指定の申請)

第2条 法第59条第1項の規定に基づく支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書（第1号様式）を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款及び登記事項証明書
- (2) 申請日の属する年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請日の属する年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- (3) 申請に係る意思の決定を証する書類
- (4) 法第62条に規定する業務（以下「支援業務」という。）の実施に関する計画書（ただし、次に掲げる事項を記載するものとする。）
 - ① 組織及び運営に関する事項
 - ② 支援業務の概要に関する事項
- (5) 役員の氏名、ふりがな、住所及び略歴を記載した書類
- (6) 現に行っている業務内容が分かる書類
申請以前に行っている法第62条各号の居住支援に資する活動の実績（申請年度の過去5年のうち直近の活動実績の存する年度分のみ）を示す書類
- (7) 個人情報を適正に取り扱う旨を証する書類（個人情報保護規程その他これに準ずるもの）
- (8) 申請者が法第63条第1項に規定する債務保証業務（以下「債務保証業務」という。）又は法第64条第1項第2号に規定する残置物処理等業務（以下「残置物処理等業務」という。）及びこれに附帯する業務を行おうとする場合は、当該業務に係る経理とその他の業務に係る経理とが区分されていることが分かる書類
- (9) 住宅確保要配慮者支援法人指定に関する誓約書（第2号様式又は第3号様式）
- (10) 役員が社会福祉士、介護福祉士、宅地建物取引士等の支援業務の実施に資する国家資格を有する場合、その資格を証する書類の写し
- (11) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(指定の基準等)

第3条 知事は、特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は住宅確保要配慮者の居住の支援を行なうことの目的とする会社であって、県内の事務所で支援業務を行うことができる者から、前条第1項の規定による申請があった場合は、別に定める審査基準により審査を行い、申請者が法第59条第1項各号の基準に適合すると認めるときは、申請者を支援法人として指定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定に基づき申請者を支援法人として指定したときは、住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定に基づき指定したときは、支援法人の名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を県のホームページで公示するとともに、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定について（第5号様式）により、次条の規定に基づき意見聴取した岐阜県居住支援協議会に加入している団体及び申請者が支援業務を行う区域の市町村の長に通知するものとする。
- 4 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において、申請者が法第59条第1項各

号の基準に適合しないと認めるときは、住宅確保要配慮者居住支援法人として指定しない旨の通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

- 5 知事は、前項の規定に基づき申請者に通知したときは、住宅確保要配慮者居住支援法人として指定しない旨の通知について（7号様式）により、次条の規定に基づき意見聴取した岐阜県居住支援協議会に加入している団体及び申請者が支援業務を行う区域の市町村の長に通知するものとする。

（岐阜県居住支援協議会への意見聴取）

第4条 知事は、申請者から第2条第1項の規定に基づく申請があったときは、岐阜県居住支援協議会に加入している団体及び申請者が支援業務を行おうとする区域の市町村の長へ意見聴取を行うものとする。

（業務の変更の認可）

第5条 支援法人は、法第61条第1項の規定に基づき変更の認可を受けようとするときは、支援業務変更認可申請書（第8号様式）に次に掲げる書類を添付し、知事に提出するものとする。

- (1) 定款及び登記事項証明書
 - (2) 申請日の属する年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請日の属する年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
 - (3) 申請に係る意思の決定を証する書類（新たに行う業務に限る。以下この条において同じ。）
 - (4) 実施に関する計画書（但し、次に掲げる事項を記載するものとする。）
 - ① 組織及び運営に関する事項
 - ② 支援業務の概要に関する事項
 - (5) 役員の氏名、ふりがな、住所及び略歴を記載した書類
 - (6) 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - (7) 個人情報を適正に取り扱う旨を証する書類（個人情報保護規程その他これに準ずるもの）
 - (8) 申請者が債務保証業務又は残置物処理等業務及びこれに附帯する業務を行おうとする場合は、当該業務に係る経理とその他の業務に係る経理とが区分されていることが分かる書類
 - (9) 住宅確保要配慮者居住支援法人指定に関する誓約書（第3号様式）
 - (10) 役員が社会福祉士、介護福祉士、宅地建物取引士等の支援業務の実施に資する国家資格を有する場合、その資格を証する書類の写し
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類
- 2 知事は、法第61条第1項の規定に基づく変更の認可をしたときは、支援業務変更認可通知書（第9号様式）により、当該支援法人に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の規定に基づき当該支援法人に通知したときは、支援業務に係る変更通知書（第10号様式）により、岐阜県居住支援協議会に加入している団体及び当該支援法人が主に支援業務を行う区域の市町村の長に通知するものとする。
- 4 知事は、法第61条第1項の規定に基づく変更の認可をしない場合は、支援業務の変更認可をしない旨の通知書（第11号様式）により、当該支援法人に通知するものとする。
- 5 知事は、法第61条第1項の規定に基づく変更の認可をしたときは、県のホームページで公示するものとする。

（名称の変更等）

第6条 支援法人は、法第61条第2項の規定に基づき変更を届け出るときは、住宅確保要配慮者居住支援法人名称等変更届出書（第12号様式）を知事に提出するものとする。

- 2 前項の規定によるほか、指定を受けた内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の14日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。この場合において、前項の規

定を準用する。

- 3 知事は、前2項の届出があったときは、県のホームページで公示するものとする。

(家賃債務保証業務の委託)

第7条 支援法人は、法第63条第1項の規定に基づく認可を受けようとするときは、債務保証業務委託認可申請書（第13号様式）により知事に申請するものとする。

- 2 法第63条第1項の規定に基づく業務の委託先は、金融機関又は法第72条第1項の規定による認定若しくは家賃債務保証業者登録規程第3条（平成29年10月2日国土交通省告示第898号）の規定による登録を受けた家賃債務保証業者に限るものとする。

- 3 知事は、法第63条第1項に基づく認可をするときは、債務保証業務委託認可通知書（第14号様式）により、支援法人に通知するものとする。

- 4 知事は、法第63条第1項に基づく認可をしないときは、債務保証業務委託の認可をしない旨の通知書（第15号様式）により、支援法人に通知するものとする。

(債務保証業務規程の認可)

第8条 支援法人は、法第64条第1項の規定に基づき債務保証業務規程の認可を受けようとするときは、債務保証業務規程認可申請書（第16号様式）に、次に掲げる書類を添付し、知事に申請するものとする。

(1) 債務保証業務規程

(2) 法第72条第5項の規定による認定通知書又は家賃債務保証業者登録規程（平成29年10月2日国土交通省告示第898号）第5条第2項の規定による登録通知書の写し

- 2 前項第1号の債務保証業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 被保証人の資格

(2) 保証の範囲

(3) 保証の金額の合計額の最高限度

(4) 一被保証人についての保証の金額の最高限度

(5) 保証契約等の締結及び変更に関する事項

(6) 保証委託料に関する事項その他被保証人の守るべき条件に関する事項

(7) 保証債務の弁済に関する事項

(8) 求償権の行使方法及び償却に関する事項

(9) 債務保証業務の委託に関する事項

- 3 知事は、法第64条第1項の規定に基づく認可をしたときは、債務保証業務規程認可通知書（第18号様式）により、支援法人に通知するものとする。

- 4 知事は、法第64条第1項の規定に基づく認可をしない場合は、債務保証業務規程認可をしない旨の通知書（第19号様式）により、支援法人に通知するものとする。

- 5 第1項から前項までの規定は、法第64条第3項の債務保証業務規程の変更の認可について準用する。この場合において、第1項、第3項及び第4項中「法第64条第1項」とあるのは「法第64条第3項」と、第1項中「債務保証業務規程認可申請書（第16号様式）」とあるのは「債務保証業務規程変更認可申請書（第17号様式）」と、第3項中「債務保証業務規程認可通知書（第18号様式）」とあるのは「債務保証業務規程変更認可通知書（第18号様式）」と、第4項中「債務保証業務規程認可をしない旨の通知書（第19号様式）」とあるのは「債務保証業務規程変更認可をしない旨の通知書（第19号様式）」と読み替えるものとする。

(残置物処理等業務規程の認可)

第9条 支援法人は、法第64条第1項の規定に基づき残置物処理等業務規程の認可を受けようとするときは、残置物処理等業務規程認可申請書（第20号様式）に、残置物処理等業務規程を添付し、知事に申請するものとする。

- 2 前項の残置物処理等業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 委託者の資格

(2) 残置物処理等業務の実施の方法に関する事項であって、次に掲げる事項を含むもの

- ① 住宅確保要配慮者と支援法人との間で締結される契約の内容に関する事項
 - ② ①の契約の締結及び変更に関する事項
 - ③ 残置物処理等業務の実施の手順に関する事項
 - ④ 残置物処理等業務の委託に関する事項
- (3) 残置物処理等業務に関する費用の請求その他金銭の授受に関する事項
- (4) 残置物処理等業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関する事項
- 3 知事は、法第64条第1項の規定に基づく認可をしたときは、残置物処理等業務規程認可通知書（第22号様式）により、当該支援法人に通知するものとする。
- 4 知事は、法第64条第1項の規定に基づく認可をしない場合は、残置物処理等業務規程認可をしない旨の通知書（第23号様式）により、支援法人に通知するものとする。
- 5 第1項から前項までの規定は、法第64条第3項の残置物処理等業務規程の変更の認可について準用する。この場合において、第1項、第3項及び第4項中「法第64条第1項」とあるのは「法第64条第3項」と、第1項中「残置物処理等業務規程認可申請書（第20号様式）」とあるのは「残置物処理等業務規程変更認可申請書（第21号様式）」と、第3項中「残置物処理等業務規程認可通知書（第22号様式）」とあるのは「残置物処理等業務規程変更認可通知書（第22号様式）」と、第4項中「残置物処理等業務規程認可をしない旨の通知書（第23号様式）」とあるのは「残置物処理等業務規程変更認可をしない旨の通知書（第23号様式）」と読み替えるものとする。

（業務規程に係る変更命令）

第10条 知事は、法第64条第4項の規定に基づき変更の命令をするときは、業務規程に係る変更命令書（第24号様式）により行うものとする。

（事業計画等の認可）

第11条 支援法人は、法第65条第1項前段の規定に基づき認可を受けようとするときは、支援業務事業計画等認可申請書（第25号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付し、事業年度開始日の30日前までに（法第59条第1項の規定に基づく指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）知事に申請するものとする。

- 一 支援業務事業計画書（第26号様式）
 - 二 支援業務収支予算書（第27号様式）
- 2 知事は、法第65条第1項前段の規定に基づく認可をしたときは、支援業務事業計画等認可書（第29号様式）により、支援法人に通知するものとする。
- 3 知事は、法第65条第1項前段の規定に基づく認可をしないときは、支援業務事業計画等認可をしない旨の通知書（第30号様式）により、支援法人に通知するものとする。
- 4 第1項から前項までの規定は、法第65条第1項後段の事業計画等の変更の認可について準用する。この場合において、第1項中「支援業務事業計画等認可申請書（第25号様式）」は「支援業務事業計画等変更認可申請書（第28号様式）」と、第2項中「支援業務事業計画等認可書（第29号様式）」とあるのは「支援業務事業計画等変更認可書（第29号様式）」と、第3項中「支援業務事業計画等認可をしない旨の通知書（第30号様式）」とあるのは「支援業務事業計画等変更認可をしない旨の通知書（第30号様式）」と読み替えるものとする。

（毎事業年度の報告）

第12条 支援法人は、法第65条第2項に基づき報告をするときは、支援業務事業報告書等提出書（第31号様式）に、次に掲げる書類を添付し、知事に提出するものとする。

- (1) 支援業務事業報告書（第32号様式）
- (2) 支援業務収支決算書（第33号様式）
- (3) 財産目録及び貸借対照表

（監督命令）

第13条 知事は、法第68条の規定に基づき支援法人に対し監督上必要な命令をするときは、相

当の期間を定めて、支援業務に関する命令書（第34号様式）により命ずるものとする。

（報告・検査等）

第14条 知事は、法第69条第1項の規定に基づき支援法人に対し支援業務又は資産の状況に関する必要な報告を求めるときは、第35号様式により通知するものとする。

2 知事は、法第69条第1項の規定に基づき支援法人に対し検査等をするときは、住宅確保要配慮者居住支援業務に関する検査の実施通知書（第36号様式）により通知するものとする。

（廃止等の届出）

第15条 支援法人は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日の30日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

一 支援業務を廃止しようとするとき。

二 支援法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散しようとする。

2 支援法人が破産手続開始の決定を受けたときは、破産管財人は、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前2項の届出は、住宅確保要配慮者居住支援法人業務廃止等届出書（第37号様式）により行うものとする。

（支援法人の指定解除）

第16条 支援法人は、法第59条第1項の指定の解除を申請するときは、住宅確保要配慮者居住支援法人指定解除申請書（第38号様式）を知事に提出するものとする。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第59条第1項の指定を解除するものとする。

一 前条第1項又は第2項の届出があったとき。

二 前項の申請があったとき。

3 知事は、前項の規定に基づき指定を解除したときは、住宅確保要配慮者居住支援法人指定解除通知書（第39号様式）により岐阜県居住支援協議会に加入している団体及び支援法人が支援業務を行っていた区域の市町村長に通知するとともに、県のホームページで公示するものとする。

（指定の取消し等）

第17条 知事は、法第70条第1項及び第2項の規定に基づき支援法人の指定を取消したときは、住宅確保要配慮者居住支援法人指定取消通知書（第40号様式）により岐阜県居住支援協議会の構成員及び申請者が支援業務を行っていた区域の市町村長に通知するとともに、県のホームページで公示するものとする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月25日から施行する。